

鳥羽志勢広域連合臨時職員登録希望者の募集について

鳥羽志勢広域連合では、2019年度任用の臨時職員登録希望者を募集します。

登録職種及び賃金

職 種	賃金（日額）	賃金（時給）
一般事務補助	6,590 円	850 円

※ただし、鳥羽志勢広域連合臨時的任用職員の取扱いに関する規則(平成16年規則第4号)による。

応募資格

1. 学校在学者を除き、2019年3月31日現在満18歳以上で、原則として鳥羽志勢広域連合管内（鳥羽市・志摩市・南伊勢町）に住所を有し、地方公務員法欠格条項に該当しない人

任 用

1. 登録期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとし、2019年4月1日以降、必要が生じたときに登録者の中から、選考により任用します。ただし、登録されても任用されない場合があります。（この登録は採用を保証するものではありません。）
2. 任用期間は、最長6か月とし、さらに6か月の任用更新をする場合があります。

勤 務 日 数 1か月に20日程度を原則とします。

勤 務 地 志摩市磯部町迫間22番地 鳥羽志勢広域連合事務所
・総務課（議会・監査・財政・出納事務）
・介護保険課（介護認定審査会・要介護認定事務）
志摩市磯部町山田800番地 やまだエコセンター
・環境課（ごみ処理施設の管理・運営事務）
鳥羽市白木町247番地10 鳥羽志勢クリーンセンター
・衛生課（し尿処理施設の管理・運営事務）

勤務条件等

1. 各種保険：健康保険・厚生年金保険・雇用保険などに加入します。
2. 通勤手当：鳥羽志勢広域連合の定める基準により支給します。
3. 有給休暇：鳥羽志勢広域連合の定める基準により付与します。
4. 公務災害補償：公務中の災害により負傷等した場合には、労災その他公務災害補償を行います。

申 込 手 続

任用登録申込書を、鳥羽志勢広域連合総務課へ提出してください。

なお、任用登録申込書は、鳥羽志勢広域連合総務課にて受取り、または鳥羽志勢広域連合ホームページからダウンロードしてください。

申 込 期 限 随時

〔 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（ただし土日祝日は除く） 〕

問 い 合 わ せ

志摩市磯部町迫間 22 番地

鳥羽志勢広域連合 総務課（電話 0599-56-1030 FAX 0599-56-1023）